

政府備蓄米の無償交付に係るQ&A(食事食材提供団体用)

質問			回答
1 食事食材提供団体(こども食堂、こども宅食)			
(1)	取組内容	食事食材提供団体の取組内容とはどのようなものでしょうか。	1 食育の一環として、ごはん食を推進することを目的に政府備蓄米を使用し、こどもにごはん(米粉パンや米粉パスタなどを含む)として提供する取組や、子育て家庭に政府備蓄米を直接、食材として配付する取組を対象にしています。 2 ごはん食を推進する食育を行うことが交付の条件になりますので、必ず実施してください。
(2)	申請受付	交付申請の受付期間と提出先を教えてください。	1 交付申請は通年で受け付けます。 2 交付申請書は、農林水産省が業務を委託をした第三者機関へ提出してください。 3 様式については、以下のホームページに掲載していますので、ダウンロードいただき、使用してください。 農林水産省ホームページ https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html
(3)	上限数量	食事食材提供団体の交付数量の上限と下限を教えてください。	1 食事食材提供団体における交付数量の上限は、1交付申請につき600kgです(こども食堂(食事提供)のみ行う場合は120kgです)。また、交付数量の単位(交付数量の下限)は30kgです。 2 交付申請数量は、食事としての提供分と、食材としての提供分について、それぞれ開催予定等を踏まえ、「①こども等1人当たりの使用数量」に、「②1回当たりに提供するこども等の人数(※)」と「③提供回数」を乗じて算出してください。 ※こどもだけではなく、保護者・同行者や食堂のスタッフ、こどもの同居人等の人数を加えることができます。
(4)	米の形態	申請する政府備蓄米は、玄米または精米を選択することができますか。	精米で申請いただきます。
(5)	交付対象	学習支援に関する取組を行う団体(学童保育や学習塾、フリースクール等)の取組の中で食事や食材を提供する場合、交付の対象になりますか。	交付の対象となり得ますが、営利活動に繋がらないものであることを確認させていただきます。
(6)	配送1	食事食材提供団体における無償交付の政府備蓄米は、どのような形で配送されますか。	1 政府備蓄米の保管・管理を委託している受託事業者が指定した倉庫から、30kg単位で配送されます。(10kgのポリ袋×3を最小単位として配送。) 2 国が費用を負担し、政府備蓄米の保管倉庫から、交付決定者から指定のあった住所に配送します。
(7)	配送2	交付申請から配送までにかかる期間を教えてください。	政府備蓄米をお届けできるまでには、申請書類を審査し、交付決定の上、保管倉庫からの出庫・配送手続きを行うこととなります。 申請書類の審査後、2ヶ月程度で配送していますが、申請件数や申請書の内容確認のやり取りにかかる時間によっては、2ヶ月以上の期間を要することもありますので、御理解願います。

(8)	申請書	計画書には、政府備蓄米以外の米も含めて記載するのか。	計画書には、使用する政府備蓄米の数量のみ記載願います。
(9)	申請書	こども家庭庁事業の助成を受けているこども食堂等の申請手続きの簡素化について教えてください。	令和7年度に、こども家庭庁の「地域こどもの生活支援強化事業」及び「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」の助成を受けているこども食堂等は、以下のとおり申請手続きを簡素化します。 ・食育の取組内容が分かる資料の添付を省略 (学校給食用等政府備蓄米交付要領第7の1の(1)政府備蓄米交付申請書(様式2号—別紙4—①)の3—(1)—②) ・新規の申請者にあつては、その取組実態を把握するため、申請書に記載いただいた関係する自治体等に活動の有無を確認していますが、これを省略
(10)	支部申請1	複数の地域で活動する場合、どのように申請を行えばよいでしょうか。	複数の地域で活動する団体の場合、支部毎に団体名で申請ください(申請書には、団体名の後ろに括弧書きで活動する地域名を記載してください)。なお、支部ごとに体制が整備されている体制図などの資料を添付いただきます。
(11)	支部申請2	同一団体であっても活動実態が異なる場合には活動単位での申請が可能とのことですが、支部単位での申請のほか、どのような単位が考えられるのでしょうか。	支部単位のほか、グループに分かれ、それぞれの配付地域や配付対象(小学生と中学生世帯など)が分けられ、各グループの体制が整備されている場合が考えられます。
(12)	追加申請1	すでに交付を受けている団体ですが、追加で申請するにはどうしたらいいですか。	交付された政府備蓄米の使用を終了し、使用報告を提出いただくことで、交付申請を行うことができます。 また、交付された政府備蓄米の使用を終えていない段階でも、今後おおむね2か月以内に全量の使用を終える旨の使用予定報告(様式は通常の使用報告と共通です)を提出できる場合は、交付申請を行うことができます。<u>使用を終える前でも交付申請の審査を行い、交付決定を行いますので、早期の交付が可能となります。</u> なお、先に交付を受けている政府備蓄米の使用を終えましたら1か月以内に使用報告を提出してください。
(13)	追加申請2	1年度内における申請回数に上限はありますか。	1年度内の申請回数は5回までとなっておりますが、令和7年度は追加支援を行い12回まで可能です。
(14)	追加申請3	複数の地域で活動する団体のうち、その一部の地域だけで追加の交付申請ができますか。	一部の地域だけで追加の交付申請を行うことが可能です。
(15)	中間団体1	中間団体を経由した交付申請及び使用報告の流れについて教えてください。	1 交付申請については、中間団体は、各食事食材提供団体の申請を取り継ぎ、各食事食材提供団体に代わって交付申請書を取りまとめて提出してください。 2 使用報告については、中間団体が各食事食材提供団体を取りまとめて交付申請した場合については、中間団体が各食事食材提供団体の使用報告書を取りまとめて提出してください。 3 なお、申請及び報告内容について、必要に応じて各食事食材提供団体に問い合わせをさせていただく場合があります。
(16)	中間団体2	中間団体を経由して交付申請した政府備蓄米の管理責任は誰が負うのでしょうか。	交付決定者は食事食材提供団体となり、政府備蓄米は食事食材提供団体あてに配送されます。このため、交付された政府備蓄米の管理責任は食事食材提供団体が負うことになります。

(17)	使用報告	政府備蓄米を使用した後、いつまでに報告を行うのでしょうか。また、報告に必要な添付資料はありますか。	政府備蓄米の使用が完了したときは完了した日から1か月以内に、あるいは、交付決定日から1年を経過しても使用が完了していない場合は交付決定日の1年後から1か月以内に、必ず使用報告書（様式8－3号－①）とともに、以下の資料を提出してください。 （別添資料） ① 月別使用報告書 ② 食育に取り組んでいることがわかる写真を1点以上 ③ 開催案内（チラシ、SNS等の案内に用いたものを1点以上） なお、食事提供と食材提供の両方を実施した場合は、②・③は両方を提出願います。
(18)	資料の保管	5年間保管しなければならない使用報告書に記載した内容の根拠資料とは、どのようなものなのでしょうか。	交付申請書の使用計画に記載された以下の内容が確認できる資料になります。 ・使用計画に記載された提供内容（①提供者リスト②受払簿③開催日時場所が確認できるもの） 5年間保存の理由は、提出された交付申請書及び使用報告書は行政文書として、文書管理規程に基づき5年間保存されるためです。このため、同じ期間保存いただき、確認が必要な場合に提示することができるようになしてください。
2 その他			
(1)	年産	政府備蓄米は、何年産のお米ですか。	こども食堂等に交付する備蓄米は、提供可能な年産で、概ね1年間を経過していない精米になります。 政府備蓄米は、国が委託管理している事業者の備蓄倉庫で、鮮度を保った状態で備蓄されています。
(2)	両制度からの交付	こども食堂等が、農林水産省に申請して政府備蓄米の交付を受けた上で、さらにフードバンクに交付された政府備蓄米を受け取ることはできますか。	こども食堂等の運営のために必要なお米であるのであれば、どちらも受け取る（交付を受ける）ことは可能です。
(3)	使用確認等調査	使用確認等調査とは、どのような調査ですか。	農林水産省と請負契約を締結した第三者機関が、こども食堂等に対して無償交付された政府備蓄米の使用状況等を確認するための調査です。適宜、市区町村等と連携しながら調査が行われます。
(4)	申請者情報	第三者機関に提供される申請者情報の扱いを教えてください。	農林水産省は、政府備蓄米交付申請及び使用報告として、交付決定者から提出された申請書等に記載された個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、当該事業目的の達成に必要な事務及び使用確認等調査以外には使用しません。 なお、農林水産省に代わり当該事業の提出書類の受付、確認、審査業務等の本要領に基づく全般的な事務に係る業務の一部及び使用確認等調査を第三者機関に委託する、又は請け負わせるため、当該第三者機関に必要最小限度の範囲内において提供・利用する場合があります。
(5)	未使用報告	使用計画どおりに、政府備蓄米の提供が実施できなくなった場合は、どのような手続きを行えばよいのでしょうか。	1 交付された政府備蓄米は原則として申請された計画どおり使い切っていただく必要があります。 2 天災地変などやむを得ない事情があり、使用計画どおりの提供が実施できず、交付された備蓄米が在庫として残った場合は、その理由及び未使用交付数量等を未使用報告書（様式8－5号）に記載の上提出してください。 3 未使用の理由が真にやむを得ない事情によるものと農林水産省が認めた場合のみ、交付申請書の内容のとおり取組を実施したものとみなします。また未使用分について、適正な使用が見込まれる場合は、未使用分の返納を要しないものとし、農林水産省から承認書を通知します。

(6)	違反	交付された政府備蓄米を食育用以外に使用した場合の罰則はありますか。	交付された政府備蓄米について、不当に利益を得る及び転売若しくは転売を目的とする者へ譲渡する等、交付要領違反があった場合は、その数量に見合う米の相当額について徴収金及び加算金を徴収する場合がありますので、交付要領に基づき、適正な使用をお願いします。
(7)	押印	政府備蓄米の交付申請や使用報告において、押印は必要ですか。	押印は不要です。また、書類の提出は、電子メールで行うことができます（郵送も可能ですが、書類のやり取りに時間がかかるため、交付までに時間を要する場合があります）。
(8)	公表	交付決定後の公表は、どのように行われますか。	交付決定の都度、「交付決定した団体名」、「当該団体の所在する都道府県名」、「交付決定数量」を農林水産省のホームページに掲載します。なお、政府備蓄米を受け取った子育て家庭の情報を公表するものではありません。